

# カスタムポリシーアップデート

(税関の重要な政策と最新動向)

2017年4月



## 国務院が新設7自由貿易試験区の総体方案を公布

国務院は、2017年3月31日付けて「中国(遼寧)自由貿易試験区総体方案(国発[2017]15号)」、「中国(浙江)自由貿易試験区総体方案(国発[2017]16号)」、「中国(河南)自由貿易試験区総体方案(国発[2017]17号)」、「中国(湖北)自由貿易試験区総体方案(国発[2017]18号)」、「中国(重慶)自由貿易試験区総体方案(国発[2017]19号)」、「中国(四川)自由貿易試験区総体方案(国発[2017]20号)」、「中国(陝西)自由貿易試験区総体方案(国発[2017]21号)」(以下「総体方案」)を公布した。総体方案は、新たな経済環境に向けた改革開放の推進と普及拡大を目的に遼寧、浙江、河南、湖北、重慶、四川、陝西の7自由貿易試験区それぞれの基本計画案である。同方案の戦略的位置づけは、政府の職能転換、管理モデルの革新、貿易投資の利便性向上、金融業の規制緩和、イノベーション促進を全面的に推進し、新たな仕組みづくりを広め、新しい経験を蓄積させることである。

## 税関総署と中国林業局絶滅危惧種輸出入管理弁公室が共同公布、ハルビン、福州、アモイ、昆明の税関の野生動植物輸出入許可証明書の電子化・ペーパーレス化の通関作業の試行展開に関する公告(2017年第15号公告)

税関総署及び中国林業局絶滅危惧種輸出入管理弁公室は、野生動植物及びはく製品の輸出入管理の強化、野生動植物資源の合理的な利用、関連産業の持続的発展の促進、貿易の利便性向上を目的に、ハルビン、福州、アモイ、昆明の各税関で野生動植物輸出入許可証明書を試験的に電子化・ペーパーレス化して通関作業を実施する。

## 税関総署が「『中華人民共和国輸出入税則本国細目の注釈』(2017年一部改定・廃止)に関する公告」(2017年第16号公告)を公布

税関総署は、輸出入貨物の荷主・受荷主及び代理業者に対し、適切な商品分類の申告をサポートするため、2017年公布の「中華人民共和国輸出入税則」に基づき、「中華人民共和国輸出入税則本国細目の注釈」を一部改定・廃止を行なった。改正された細目は、チュウゴクモクズガニ(税則コード:0306.3391)、イカ・スルメイカの稚苗(税則コード:0307.4210)など14細目で、廃止は、高粘度ポリエステルチープ(税則コード:3907.6011)、シロマツ(クモスギ及びモミ)(税則コード:4403.2020)など8細目である。同公告は2017年5月1日から施行する。

## 税関総署が一部の商品分類結果の公布・廃止に関する公告(2017年第17号の公告)を公布

税関総署は、輸出入貨物の荷主・受荷主、輸出入事業者及び代理業者に対し、適切な商品分類申告、商品分類に係る紛争の減少、税関の商品分類実施基準の統一化を確保するため、「中華人民共和国税関輸出入貨物の商品分類管理規定(税関総署令第158号)」に基づき、SGMWのV1観光バス(税則コード:87.02/87.03)の分類結果を含む2017年商品分類結果(I)を公布した。なお、商品分類結果が準拠法、行政法、関連規定の改定される場合、当該商品分類結果も同じく失効する。分類結果は2017年5月1日から施行する。また、LEDライト及び外壁用の化粧タイルなど8細目は、法律、行政法、関連規定の改定に伴い、同じく失効し、新たに一部の商品分類結果が公布された。

## 中国とノルウェーが関連経済貿易交渉の再開に合意

ノルウェーのエルナソルベルグ首相は、中国政府の招待によって4月7日から10日まで中国を公式訪問した。両国指導者の立会いの下、中国商務部の傅自応副部長(国際貿易交渉担当を兼任)とノルウェーのモニカ・メーラン貿易産業大臣が「中華人民共和国商務部及びノルウェー王国貿易・工業・漁業部による両国政府間の自由貿易協定交渉の再開に関する諒解覚書」、「中華人民共和国商務部及びノルウェー王国貿易・工業・漁業部による経済貿易連合委員会の再開に関する諒解覚書」に調印した。また、傅自応副部長とノルウェーのボルゲ・ブレンデ外務大臣は「中華人民共和国及びノルウェー王国政府間の経済・技術提携に関する諒解覚書」に調印した。両国は経済的相互補完性が強く、強い提携基盤の下で、今回の関連経済貿易交渉の再開によって、両国の関係がさらに親密となって経済発展が期待される。

## 税関総署が「塩化ビニリデン-塩化ビニル共重合体樹脂のアンチダンピング関税措置の実施に係るHSコードの申告要求に関する公告(2017年第18号公告)」を公布

国家質量監督検驗検疫総局はリスク分析の結果を基に、ニュージーランド検疫所及びイタリア検疫所とそれぞれ「中国産バナナのニュージーランドへの輸出計画書」及び「イタリア産のみかんの中国への輸入の植物検疫要求に関する協定書」を締結した。これにより、2017年4月7日から該当する中国産バナナのニュージーランドへの輸出ならびにイタリア産みかんの中国への輸入が可能になる。

## 税関総署が「塩化ビニリデン-塩化ビニル共重合体樹脂のアンチダンピング関税措置の実施に係るHSコードの申告要求に関する公告(2017年第18号公告)」を公布

商務部は、2017年4月20日から「中華人民共和国アンチダンピング条例」に基づき日本製塩化ビニリデン-塩化ビニル共重合体樹脂(HSコード:3904.5000)に対し、アンチダンピング関税の徴収を決定した。課税期間は5年である。また、商務部は、上述の決定を公告公布し、アンチダンピング関税措置の適用対象となる商品範囲を明確にした。これにより、輸入荷受人は、2017年4月20日から上述のアンチダンピング関税措置の適用対象商品を申告する場合、HSコードに39045000.10を記入しなければならない。

## 税関総署が「通関手続における『中華人民共和国税関輸出入貨物課税・免税証明書』書面資料の提出免除に関する公告(2017年第19号公告)」を公布

税関総署は、2017年4月26日から免税申請及び貨物通関の利便性を一層向上させるため、中国E-ポート(China E-Port)QPの事前入力クライアント端末から税金減免申告システムを使用して、事前の減免手続を行い、税関許可を取得した荷受人・荷送人又は代理通関業者が輸入の通関過程で「中華人民共和国税関輸出入貨物課税・免税証明書」の綴りの2枚目(税金減免のため税関に提出する証憑書類)を提出する必要がなくなった。

## 税関総署、国家税務総局、国家外貨管理局が共同で「情報共有に対する共同監督管理の実施に関する提携枠組協議」と「情報共有に対する共同監督管理の実施促進に関する覚書」を締結

税関総署、国家税務総局、国家外貨管理局は共同で、「情報共有に対する共同監督管理の実施に関する提携枠組協議」(以下「枠組協議」)を締結した。税関総署は同日、「枠組協議」の具体的なガイダンス「情報共有に対する共同監督管理の実施促進に関する税関総署及び国家税務総局の覚書」及び「情報共有に対する共同監督管理の実施促進に関する税関総署及び国家外貨管理局の覚書」を締結した。上述の3部署は、「枠組協議」に基づいて部署間の情報交換、監督管理の相互承認、法執行における相互サポートを強化する。また、事中・事後の監督管理を見直して管理の効率性の向上を図ってコスト削減を行なう。さらに、密輸、輸出税不正還付、外貨の不正持ち出しや不正取得など、違法行為の防止・取締り、税関政策、課税政策、為替政策を効果的に実施することで合意した。

## Contact us お問合せ先

### Northern China 華北地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子  
Partner パートナー  
Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(10\) 8508 7054](tel:+86(10)85087054)

### Central and Eastern China 華中・華東地域

Jie Xu 徐潔  
Partner パートナー  
Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

### Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚  
Partner パートナー  
Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(20\) 3813 1198](tel:+86(20)38131198)

**[kpmg.com/cn](http://kpmg.com/cn)**

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2017 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2017 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.